

項目	指 標	”☆”有	”☆”無
① 管理規約に関する内容	<p>(1)対象物件の範囲、共用部分の範囲が示されている。</p> <p>(2)管理費、修繕積立金について納付義務が示されている。</p> <p>(3)修繕積立金の使途が適切に示されている。 ・必須使途が規定されていること。 計画的修繕 不測の事態 変更 区分所有者全体の利益に係るもの ・不適切な事項が規定されていないこと。 例:理事長が認めるもの、損害保険、管理費への補充</p> <p>(4)管理費と修繕積立金の経理が区分されている。</p> <p>(5)修繕等が管理区組合の業務とされている。</p> <p>(6)総会の議決事項に重要な事項が規定されている。 ・予算、決算 ・管理費等の額と課徴方法 ・大規模改修のための修繕積立金の取り崩し、借入</p>	左記6指標全てに適合する。	適合しない。
② 計画的な工事に関する内容に	<p>築後15年毎に、屋上および外壁の大規模修繕を実施している。 ※築後15年未満の場合は一般的に大規模修繕の必要がないことから、無条件で☆を付ける。</p>	適合する。	適合しない。
③ 修繕積立金に関する内容に	<p>積立金の残高を公開している。</p>	適合する。	適合しない。